

海老名市教育委員会

(令和2年 9月 定例会議事日程)

日時 令和2年9月25日(金)

午後2時00分

場所 えびなこどもセンター 201会議室

教育長報告

日程第 1 報告第 22 号 令和2年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について

日程第 2 報告第 23 号 物品の取得に関する意見の申し出について

日程第 3 報告第 24 号 令和2年度海老名市奨学生選考委員会への諮問について

日程第 4 報告第 25 号 令和2年度海老名市奨学生並びに奨学金の給付の決定について(非公開事件)

日程第 5 議案第 41 号 学校教育と地域の発展に係る教育連携に関する協定の締結について

日程第 6 議案第 42 号 有馬図書館及び門沢橋コミュニティセンター駐車場用地取得の申し出について

海老名市教育委員会

令和2年度 9月定例会



◇教育長報告

1 主な事業報告

- 8月20日(木) 教育委員会8月定例会
21日(金) 図書館指定管理者あいさつ
ひびきあう教育研究発表大会(中止)
24日(月) 小学校第一学期再開
中学校第二学期始業式
朝のあいさつ運動(杉久保小学校)
小中学校爆破予告対応(青パト・職員巡視)
25日(火) 若者支援室相談ケース報告会
初任者宿泊研修代替研修
大谷小学校避難所開設・運営実地訓練
26日(水) 週部会
就学時健康診断打合せ
27日(木) よりよい授業づくり学校訪問(社家小学校)
市長定例記者会見
通学路検討委員会
28日(金) 市教委・校長連絡会
新型コロナウイルス感染症対策市教委・学校対策会議
29日(土) 単P会長会
31日(月) 市議会第3回定例会本会議(開会)
- 9月 1日(火) 9月校長会議
代表質疑部内ヒアリング
2日(水) 代表質疑市長ヒアリング
台風10号情報連絡会
週部会
3日(木) 9月教頭会議

- 4 日 (金) 市議会第3回定例会本会議 (代表質疑)
台風10号情報連絡会
一般質問割り振り・部内調整
- 7 日 (月) 台風10号対応 (通常登校)
一般質問部内ヒアリング
- 8 日 (火) 一般質問市長ヒアリング
新型コロナウイルス感染症危機管理対策本部会議
- 9 日 (水) 週部会
神奈川工科大学担当部長来館
- 10 日 (木) 文教社会常任委員会分科会
- 11 日 (金) 校長会学校予算要望ヒアリング
臨時校長会議
- 14 日 (月) 家庭教育学級研修会
情報教育担当者会
- 15 日 (火) 市議会第3回定例会本会議 (一般質問)
- 16 日 (水) 市議会第3回定例会本会議 (一般質問)
- 17 日 (木) 臨時最高経営会議
教育課題研究会
- 18 日 (金) 小学校第一学期終業式
朝のあいさつ運動 (中新田小学校)
- 22 日 (火) J C海老名事業海老名いいところ探検隊
- 23 日 (水) 小学校第二学期始業式
朝のあいさつ運動 (今泉小学校)
文教社会常任委員会分科会 (決算審議)
台風12号情報連絡会
週部会
- 24 日 (木) 台風12号対応 (通常登校・通学路点検)
大和税務署長来館
総合教育会議打合せ
- 25 日 (金) 初任者授業参観 (杉本小学校)
教育委員会9月定例会



② 新型コロナウイルス感染症を乗り越えて

新型コロナウイルス感染症の地球規模の感染拡大は、さまざまな点で、私たちの生活に多大なる影響を及ぼしています。

また、私たちのこれまでの生活を見直すという意味で、一つの機会ともなっているところです。

そして、新型コロナウイルス感染症は、私たちの命と健康を脅かし、社会経済活動を疲弊させ、現在、国を挙げて、その対応にあたっているところですが、まだまだ、先が見通せない状況にあります。

教育・学校教育についても同様であります。

3月からの三カ月間にもわたる臨時休業、その間の学習支援、学校の再開、分散登校、新たな学校の生活様式とそのための環境整備、感染症対策を徹底しての学校教育活動、子どもたち・教職員の心身の負担・・・。

私たちは、この状況を的確に分析し、さまざまな対策により、これを乗り越えて行かなければなりません。

そして、その結果として、教育・学校教育のよりよい在り方を考え、新たな形を作り上げなければならないと、私は思っています。

それでは、3月から、私が心に留めた、いくつかの事柄とその思いを述べてみたいと思います。

◇学習権の保障（学びの保障）

臨時休業により、子どもたちの学びを保障するために、各学校において家庭への学習課題の提示が行われたところである。各学校での工夫が見られ、4月からは、動画の配信やeライブラリの活用により、学習課題だけでなく、教職員の思いや声を家庭で過ごす子どもたちに届けることができたことはひとつの成果であった。

いざという時の、教職員の底力を感じたところである。

しかしながら、私としては、めざしていた学校ICTの活用による学校と家庭、教職員と子どもとの双方向の学習を中心としたやりとりができなかったことが残念であった。

今後は、子どもたちが、学校に来なくても、どこにいても、どんな状況でも学習権が保障される体制を、効果的な学校ICTの活用により、早急に確立する必要があると強く認識したところである。

そして、私たちは、学校に集まることの価値を、あらためて考え、確認して、教育を実践することを求められているのである。





◇分散登校と少人数学級

6月、学校再開にあたって、2週間は分散登校であった。

学級の半分の子どもが隔日に登校し、3密を防ぎ、学校の新たな生活様式に慣れるための期間として設定した。

40人の学級でも最大20人が定員であった。

その間、毎日、学校の状況を見に行ったが、やはり、子どもひとりひとりの対応がていねいになり、教職員にも余裕が見られたところである。

率直に、20名程度の少人数の学級の方がよいと思ったところである。

8月末頃から、国も今後、新型コロナウイルス感染症対策のひとつとして、少人数学級実施の方向性を示している。

これまで、教職員定数を増やすことを財務省とのやりとりの中で実現できなかった文科省がどのように具体的に取り組むのかは楽しみである。

ただ、海老名市としては、多くの学校で、教室数の増に対応できないところであり、大きな課題である。

いずれにしても、これから、日本も、少人数学級など、多様なひとりひとりの子どもに対応できる世界標準の教育環境に、ようやく近づくことになる。

◇新たな学校の生活様式

学校は社会生活を営むための経験を計画的に指導・支援する場である。

そう考えると、新型コロナウイルス感染症対策として新たな学校生活様式に取り組むことは、喫緊の徹底すべき感染症対策であるとともに、将来にわたって子どもたちが自分の命と健康を守るための基本的な生活習慣を体得するためのよい機会であると考えることができる。

子どもたちが社会の中心となって生活する時代には、これまで以上に、未知なる感染症や想定外の災害などが起こる可能性が大きく、今回の経験が、それを乗り越えるための力につながるように意図的に指導・支援することが求められる。

また、これまで当然とされてきた社会生活と学校生活の隔たりを埋める必要があると考えるところである。

例えば、清掃活動では、自分たちの身のまわりは自分たちで清掃



して清潔に保つということは、社会でも家庭でも変わらない価値であるが、その方法が、学校だから、子どもだからという特異な考えで、家庭や社会では、大人はほとんど行わない、あり得ない方法で行われているということである。

その点での、私の今の判断基準は、家庭で行われている方法で学校でも清掃活動が行われているかということである。

私としては、新たな生活様式の取組の中で、子どもたちひとりひとりに、また、みんなで協力して、自分の、自分たちの健康と安全を確保する方法を身につけてほしいと考えている。

そして、私たちの役割は、そのための環境を整えることである。

◇教職員が一丸となって進める学校運営

新型コロナウイルス感染症は、これまでの学校運営を一変させ、子どもが学校に来ない中での学びの保障、感染症対策を徹底しての教育活動など、学校は、これまでの学校教育計画を見直しせざるを得ない状況となった。

このことは、教職員にとっては、先を見通せない不安とともに、大きな負担となったが、私としては、これからの学校の在り方を考えると、教職員には申し訳ないが、チャンスであると捉えている。

何より、各学校で、教職員一丸となって、よりよい方策を話し合っ、協力して、課題を乗り越えてほしいと思うのである。

そして、学校づくりの喜びをひとりひとりの教職員に実感してほしいと願っている。これからの教育委員会の役割は、そんな学校の取組を全力で支えることだと、私は思うのである。

私としては、これらの思いをもとに、教育委員のみなさんや教育部の職員、教職員、保護者や市民と話し合い、海老名市の教育のよりよい姿を追求したいと考えているところです。

また、これ以外にも、気になることはあるのですが、それについては、機会を見て、また、述べさせていただければと思います。

それでは、あらためて、教育委員みなさんには、今後とも、ともに海老名の教育を進める仲間として、よろしくお願いします。

以上でございます。

報告第 2 2 号

令和 2 年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について

令和 2 年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第 2 号）第 3 条第 1 項の規定により臨時に代理し委嘱したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 9 月 2 5 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

報告理由

辞職及び任期満了に伴い、新たに非常勤特別職を委嘱したため

非常勤特別職（海老名市立小中学校 学校運営協議会委員）の委嘱について

1 学校運営協議会委員について

学校運営への必要な支援及び協力を行う。

2 委嘱期間について

令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

3 提案理由

辞職及び任期満了に伴う継続、新規委嘱

4 委嘱者

別紙名簿のとおり

海老名市立中新田小学校 学校運営協議会委員名簿

（委嘱期間は原則２年間）

2020.4.1

No.	氏 名	委嘱日	継続・新規	備考
1	まみや あきら 間宮 明	R2. 4. 1	新規	地域住民
2	かぎわた かよこ 鍵渡 香代子	R2. 4. 1	継続	学識経験者
3	かわばた しげあき 川畑 重昭	R2. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
4	のぐち てつや 野口 哲也	R2. 4. 1	継続	地域住民
5	いまふく だい基 今福 大基	R2. 4. 1	新規	地域住民
6	おいずみ けん 奥泉 憲	R2. 4. 1	継続	校長
7	だんのうら かおり 檀浦 かおり	R2. 4. 1	継続	教頭
8	こん よしたか 金 佳孝	R2. 4. 1	継続	教務担当教諭
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※任期を令和4年3月31日に統一するため、「継続」の委員は任期途中である令和2年3月31日付で一度辞職し、令和2年4月1日付で再委嘱した。

海老名市立門沢橋小学校 学校運営協議会委員名簿

（委嘱期間は原則２年間）

2020.4.1

No.	氏 名	委嘱日	継続・新規	備考
1	うちだ まさよし 内田 正義	R2. 4. 1	新規	地域住民
2	にしがい しげる 西海 茂	R2. 4. 1	新規	地域住民
3	おおしま ち か 大島 千佳	R2. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
4	よねやま めぐみ 米山 恵	R2. 4. 1	継続	学識経験者
5	うしむら ただお 牛村 忠雄	R2. 4. 1	継続	学識経験者
6	すずき はるな 鈴木 春菜	R2. 4. 1	新規	保護者
7	ふたみ せいじ 二見 清次	R2. 4. 1	継続	地域住民
8	わたなべ まさお 渡邊 政男	R2. 4. 1	継続	地域住民
9	たけい ともかつ 武井 友勝	R2. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
10	おおがわら としかず 大河原 俊一	R2. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
11	ごとう じゅんこ 後藤 純子	R2. 4. 1	新規	校長
12	むろや まゆみ 室矢 真弓	R2. 4. 1	継続	教頭
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※任期を令和4年3月31日に統一するため、「継続」の委員は任期途中である令和2年3月31日付で一度辞職し、令和2年4月1日付で再委嘱した。

海老名市立有馬中学校 学校運営協議会委員名簿

（委嘱期間は原則２年間）

2020.4.1

No.	氏 名	委嘱日	継続・新規	備考
1	きむら かずお 木村 和雄	R2. 4. 1	継続	学識経験者
2	はしもと みずき 橋本 瑞貴	R2. 4. 1	新規	保護者
3	しおい としかつ 塩井 俊勝	R2. 4. 1	継続	地域住民
4	しば よしたか 芝 善孝	R2. 4. 1	継続	地域住民
5	もりした けん 森下 賢人	R2. 4. 1	継続	地域住民
6	さんだ ひでき 三田 英樹	R2. 4. 1	継続	地域住民
7	たけい てつや 武井 哲也	R2. 4. 1	継続	地域住民
8	よねやま めぐみ 米山 恵	R2. 4. 1	継続	学識経験者
9	おおしま ちか 大島 千佳	R2. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
10	みやだい いさお 宮台 功	R2. 4. 1	継続	地域住民
11	が もう としゆき 河毛 利之	R2. 4. 1	新規	校長
12	みやした むねあき 宮下 宗秋	R2. 4. 1	継続	教頭
13	おち ゆうへい 越智 雄平	R2. 4. 1	新規	教諭
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※「継続」の委員は令和2年3月31日付で任期満了となったため、令和2年4月1日付で再委嘱した。

海老名市立今泉中学校 学校運営協議会委員名簿

（委嘱期間は原則２年間）

2020.4.1

No.	氏 名	委嘱日	継続・新規	備考
1	くりやま あきお 栗山 明郎	R2. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
2	ひぐち るりこ 樋口 るり子	R2. 4. 1	継続	地域住民
3	うすい もとみ 碓井 雅巳	R2. 4. 1	継続	学識経験者
4	きじま やすお 木島 康男	R2. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
5	みやした よしお 宮下 良雄	R2. 4. 1	継続	地域住民
6	ひらい ちえこ 平井 千恵子	R2. 4. 1	継続	地域住民
7	いまい だいすけ 今井 大輔	R2. 4. 1	継続	地域住民
8	おおた かずみ 太田 和美	R2. 4. 1	継続	保護者
9	なかざわ さきこ 中澤 早紀子	R2. 4. 1	継続	保護者
10	まつもと きょうこ 松本 恭子	R2. 4. 1	新規	保護者
11	たむら なおみ 田村 直美	R2. 4. 1	新規	保護者
12	ながしま ゆうたろう 長島 祐太郎	R2. 4. 1	新規	地域連携担当教諭
13	えんどう かずよし 遠藤 一義	R2. 4. 1	継続	教頭
14	なるおか せいじ 成岡 誠司	R2. 4. 1	新規	校長
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※任期を令和4年3月31日に統一するため、「継続」の委員は任期途中である令和2年3月31日付で一度辞職し、令和2年4月1日付で再委嘱した。

報告第 2 3 号

物品の取得に関する意見の申し出について

物品の取得に関する意見の申し出について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第 2 号）第 3 条第 1 項の規定により臨時に代理し意見の申し出をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 9 月 2 5 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

報告理由

物品の取得に関する意見の申し出をしたため

物品の取得に関する意見の申し出について

1 概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、海老名市長から意見を求められたため、異論なしとして申し出をした。

2 教育長の臨時代理

8月25日付で市長から意見を求められたが、本案件は8月31日開会となる令和2年第3回海老名市議会定例会に上程予定であった。そのため、対応に急施を要することから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、申し出をした。

3 意見を求められた議会の議決を経るべき案件

物品の取得について（神奈川県域市町村配備共同調達コンピュータ等機器（中学校分））

4 海老名市長からの文書

別紙のとおり

5 教育委員会からの申し出文書

別紙のとおり

海文発第17号

令和2年8月25日

海老名市教育委員会 殿



海老名市長 内 野



物品の取得に関し意見を求めることについて

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、別添、物品の取得に関し、貴教育委員会の意見を求める。

議案第 5 5 号

物品の取得について（神奈川県域市町村配備共同調達コンピュータ等機器（中学校分））

神奈川県域市町村配備共同調達コンピュータ等機器（中学校分）の取得について、下記のとおり契約を締結するため、海老名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 3 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 8 月 3 1 日提出

海老名市長 内 野 優

記

- 1 契約名 神奈川県域市町村配備共同調達コンピュータ等機器（中学校分）購入
- 2 物品名及び数量 コンピュータ等機器 2, 3 2 5 台
- 3 契約の方法 随意契約
- 4 契約金額 一金 1 0 4, 6 0 1, 7 5 0 円
- 5 契約の相手方 神奈川県厚木市中町二丁目 6 番 2 4 号三成ほていやビル
株式会社有隣堂 厚木営業所
所長 二階堂 浩一

提案理由

議会の議決を得た上、財産を取得したいため

参考資料

神奈川県域市町村配備共同調達コンピュータ等機器（中学校分）購入

1 契約業者の特定について

国のGIGAスクール構想における「児童生徒1人1台コンピュータ」の配備については、都道府県の共同調達により行うことが推奨されている。そのため、神奈川県が実施する入札により特定した業者と市との間で随意契約により契約を締結するものである。

2 契約件名 神奈川県域市町村配備共同調達コンピュータ等機器（中学校分）購入

3 履行場所 海老名市立海老名中学校ほか5校（市内全中学校）

4 納入期限 令和3年3月31日まで

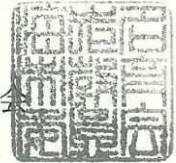
5 主な購入機器の概要

OS	Google ChromeOS
カメラ	インカメラ及びアウトカメラの両方を装備
WiFi通信機能	IEEE 802.11a/b/g/n/ac に準拠した無線LAN機能を内蔵
バッテリー	駆動時間8時間以上
キーボード	JIS配列準拠キーボードを装備

海教総収第 257 号
令和 2 年 8 月 26 日

海老名市長 内 野 優 殿

海老名市教育委員会



物品の取得に関し意見を求めることについて

このことについて、物品の取得に関し、異論はありません。

報告第 2 4 号

令和 2 年度海老名市奨学生選考委員会への諮問について

令和 2 年度海老名市奨学生選考委員会への諮問について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第 2 号）第 3 条第 1 項の規定により臨時に代理し諮問したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 9 月 2 5 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

報告理由

奨学生を選考するにあたり、海老名市奨学生選考委員会へ諮問を行ったため

令和 2 年度海老名市奨学生選考委員会への諮問について

1 諮問の理由

海老名市奨学生の選考にあたり、海老名市奨学金条例（昭和 43 年条例第 24 号）第 6 条の規定により、令和 2 年 8 月 17 日付で諮問をした。

2 教育長の臨時代理

本件は新型コロナウイルス感染症に伴う緊急支援対策における奨学生の選考であり、生活が困窮している世帯への早急の支援を要するものである。そのため、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項により教育長が臨時に代理し、諮問した。

3 諮問文書

別紙諮問文書のほか、申請書類等を添付して諮問した。

〈参考〉海老名市奨学金条例（抜粋）

（給付の申請）

第 5 条 奨学金の給付を希望する者は、教育委員会に申請しなければならない。

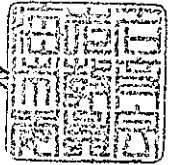
（奨学生の決定）

第 6 条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは当該申請について、奨学生選考委員会に諮問し、その答申により奨学生を審査決定する。

海就支発第 18 号
令和 2 年 8 月 17 日

海老名市奨学生選考委員会
委員長 秋山 範子 殿

海 老 名 市 教 育 委 員 会



令和 2 年度海老名市奨学生の選考について（諮問）

このことについて、海老名市奨学金条例第 6 条に基づき、下記のとおり貴委員会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急支援対策における奨学生の選考にあたり、奨学生としての適否及び理由その他必要な事項。

2 理由

緊急支援対策における奨学金給付申請者について、奨学生として審査決定するため。

以上

報告第 2 5 号

令和 2 年度海老名市奨学生並びに奨学金の給付の決定について（非公開
事件）

令和 2 年度海老名市奨学生並びに奨学金の給付の決定について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第 2 号）第 3 条第 1 項の規定により臨時に代理し決定したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 9 月 2 5 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

報告理由

令和 2 年度海老名市奨学生並びに奨学金の給付について決定したため

議案第 4 1 号

学校教育と地域の発展に係る教育連携に関する協定の締結について

別紙のとおり、学校教育と地域の発展に係る教育連携に関する協定の締結について、議決を求める。

令和 2 年 9 月 2 5 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

提案理由

学校教育と地域の発展を目的として、教育連携に関する協定を締結したいため

学校教育と地域の発展に係る教育連携に関する協定の締結について

1 趣旨

学校教育と地域の発展を目的として、リコージャパン(株)販売事業本部神奈川支社と、海老名市における学校ICT教育の推進及びICTを活用した地域との相互連携を図るための教育連携に関する協定を締結したい。

なお、本協定については、将来的な学校ICT教育を見据えて締結するため、具体的な事項については協議をしながら進めるものとする。

2 協定の名称

海老名市教育委員会とリコージャパン(株)販売事業本部神奈川支社との「学校教育と地域の発展」に係る教育連携に関する協定書

3 協定期間

締結の日から令和5年3月31日

※有効期間満了の日から2か月前までに申出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

4 協定に基づく連携事項

- (1) 学校ICT教育（オンライン学習支援）の推進に関すること
- (2) ICTを活用した地域との相互連携に関すること
- (3) その他必要な事項に関すること

5 各者の役割

- (1) 海老名市教育委員会
ICT環境整備、市内学校におけるオンライン授業環境の試行、
学校ICT学習支援 など
- (2) リコージャパン株式会社 販売事業本部 神奈川支社
ICT機器の提供、実践的な学習環境等の提供 など

6 今後のスケジュール

令和2年9月25日	定例教育委員会 決定
10月19日	政策会議 報告
10月27日	最高経営会議 報告

海老名市教育委員会とリコージャパン(株)販売事業本部神奈川支社との

「学校教育と地域の発展」に係る教育連携に関する協定書（案）

海老名市教育委員会（以下「甲」という。）とリコージャパン株式会社販売事業本部神奈川支社（以下「乙」という。）は、学校教育と地域の発展を目的に、綿密な相互連携と協働による活動を推進し、学校教育と地域の課題解決を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互の人的・知的資源の活用を図り、協働して事業を展開することにより、「学校教育と地域の発展」に向けた取組みを、推し進めることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達するため、次の事項について連携し協力して取り組むものとする。なお、各号に関する具体的な内容については、別途甲と乙協議の上定める。

- （1）学校 ICT 教育（オンライン学習支援）の推進に関する事
- （2）ICT を活用した地域との相互連携に関する事
- （3）その他必要な事項に関する事

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結の日から2年間を経過した年度末とする。ただし、本協定の有効期間満了の日から2か月前までに、甲乙いずれからも別段の申出がないときには、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づき提供された秘密である旨の表示がなされた情報（以下「秘密情報」という。）を極秘に保ち、第三者に開示してはならず、第1条の目的にのみ使用することとし、他の目的には使用しない。ただし、次の各号に該当する秘密情報はこの限りではない。

- （1）甲若しくは乙から情報が開示されたときに既に公知となっていたもの又は甲若しくは乙による情報の開示後自らの故意若しくは過失によらずして公知となったもの
- （2）甲若しくは乙から情報が開示されたときに既に保有していたもの又は甲若しくは乙による情報の開示後、当該情報を開示する正当な権限を有する第三者から受領したもの
- （3）甲又は乙からの情報の開示後に、甲又は乙から受領した情報によることなく独立し

て開発したもの

(4) 法令による情報の開示を求められたもの

(5) 法令上守秘義務を負う者(官公庁、日本銀行及び証券取引所の役職員並びに弁護士、公認会計士等)に情報の開示を求められたもの

2 甲及び乙は、本協定に基づく事業内容について極秘に保つものとし、甲又は乙の事前許諾のない限り第三者に開示してはならない。

3 甲及び乙は、本協定が第3条に規定する有効期間の満了により効力を失った後も、前2項による秘密保持の義務を負う。

(協議)

第5条 本協定の解釈に疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項又は変更を必要とする事項については、その都度、甲乙協議の上、これを決定する。

以上のとおり、本協定を締結したことを証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名捺印の上、各々1通を保有する。

令和 2年 月 日

甲 神奈川県海老名市
海老名市教育委員会

乙 神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目六番地二号
リコージャパン株式会社販売事業本部神奈川支社

支 社 長

議案第42号

有馬図書館及び門沢橋コミュニティセンター駐車場用地取得の申し出について

別紙のとおり、有馬図書館及び門沢橋コミュニティセンター駐車場用地取得の申し出について、議決を求める。

令和2年9月25日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

提案理由

有馬図書館及び門沢橋コミュニティセンターの駐車場用地として、20,000,000円以上の教育財産の取得の申し出をしたいため

有馬図書館及び門沢橋コミュニティセンター駐車場用地取得の申し出について

1 概要

有馬図書館及び門沢橋コミュニティセンターの駐車場用地として利用するため、下記土地について取得の申し出を行いたい。

2 取得申出地

(1) 地番

海老名市門沢橋一丁目 506 番 1

(2) 土地の現況

① 市街化調整区域

② 地目 雑種地

③ 面積 702.00 m²

3 取得申出時期

令和2年10月上旬に申出予定

4 土地買取申出額

48,438,000円

5 予算措置について

用地取得に係る予算措置については、補正予算案を令和2年第3回市議会定例会に上程しており、9月10日の予算決算常任委員会文教社会分科会で審議済となっている。9月30日の本会議において議決後に、取得の申し出を行う。



案内図

